

(証券コード：2971)

2021年10月6日

投資主各位

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
オークラプレステージタワー20階

エスコンジャパンリート投資法人

執行役員 大森 利

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本投資主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年10月21日（木曜日）午後6時までに到達するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約第14条抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月22日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー20階
株式会社エスコンアセットマネジメント
（日本エスコングループ会議室）
※末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。
※前回の投資主総会と開催場所が異なりますのでご注意ください。

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳細は、後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により、本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更が生じた場合は、本投資法人のウェブサイト（<https://www.escon-reit.jp/>）に掲載いたしますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本招集ご通知を発出した日から本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、本投資法人のウェブサイト（<https://www.escon-reit.jp/>）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である株式会社エスコンアセットマネジメントによる「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にできる限り努めるため、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のウェブサイト（<https://www.escon-reit.jp/>）に決算説明動画及び決算説明資料などを掲載しております。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について

国内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（最終更新日：2020年4月28日）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト（<https://www.escon-reit.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することができますので、投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場への来場は極力控えていただき、同封の議決権行使書面により事前の郵送にて議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様の安全を第一に、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症に関する流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合がございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト（<https://www.escon-reit.jp/>）に掲載する場合がございますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない場合がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内にご入場いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 役員、役員候補者、補欠役員候補者及び総会運営スタッフは、マスク等を着用した状態で対応いたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用のうえで会場へお越しいただき、会場受付に設置しております消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、会場受付での体温測定へのご協力をお願い申し上げます。また、測定時に平熱と比べて高い37.0℃以上の発熱がある投資主様や、咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけさせていただき、ご退席いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、受付会場が混雑する場合がありますので、会場へお越しいただく際は、お時間に余裕をもってご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である株式会社エスコンアセットマネジメントによる「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。
なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のウェブサイト (<https://www.escon-reit.jp/>) に決算説明動画及び決算説明資料などを掲載しております。
- 本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人では、投信法第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、みなし賛成に関する規定を定めております。この点に関して、相反する趣旨の議案の提出がその性質上難しいと考えられる重要な議案について、本投資法人の運用体制に大きな影響を与える可能性に鑑み、投資主の意思をより直接かつ正確に反映することを目的として、みなし賛成に関する規定を適用しない旨の規定を新設するものです。（現行規約第14条関連）
- (2) 本投資法人の資産運用会社である株式会社エスコンアセットマネジメントにおいては、今後、同社を資産運用会社とし、住宅等の暮らし関連資産を投資対象とする不動産私募投資法人（私募リート）の組成及び運用開始を計画しております。そのため、本投資法人の投資対象と当該私募リートの投資対象の重複を避ける観点から、住宅等の暮らし関連資産を本投資法人の主な投資対象から除外する旨の変更を行うものです。あわせて、本投資法人につき、物流施設が投資対象に含まれることを明示する旨の変更を行うものです。（現行規約第29条第1項関連）
- (3) 本投資法人の資産評価の方法の一部について、金融商品に関する会計基準の改正に伴い、所要の変更を行うものです。（現行規約第34条第1項第(6)号及び第(9)号並びに第2項関連）
- (4) その他、字句の修正等のために所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです（下線部は変更箇所を示します。）。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条（みなし賛成） 1. （省略） （新設）</p> <p>2. <u>前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>第29条（投資態度） 1. 本投資法人が不動産（本項においては、不動産等（第30条第1項第(2)号に定義する。）及び不動産対応証券（第30条第1項第(3)号に定義する。）の各裏付けとなる不動産を含む。）に投資する場合には、不動産（建物及びその敷地部分）を主な投資対象とし、その建物の主たる用途は、商業施設、ホテル、<u>住宅</u>、オフィス、その他の用途の不動産を投資対象とする。</p> <p>2～3. （省略）</p>	<p>第14条（みなし賛成） 1. （現行どおり） 2. <u>前項の規定は、以下の各事項に関する議案については適用しない。</u> <u>(1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任</u> <u>(2) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）</u> <u>(3) 解散</u> <u>(4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認</u> <u>(5) 投資法人による資産運用委託契約の解約</u></p> <p>3. <u>第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>第29条（投資態度） 1. 本投資法人が不動産（本項においては、不動産等（第30条第1項第(2)号に定義する。）及び不動産対応証券（第30条第1項第(3)号に定義する。）の各裏付けとなる不動産を含む。）に投資する場合には、不動産（建物及びその敷地部分）を主な投資対象とし、その建物の主たる用途は、商業施設、ホテル、<u>物流施設</u>、オフィス、その他の用途（<u>但し、住宅、学生寮、社宅及びヘルスケア施設（以下総称して「暮らし関連資産」という。）を除く。</u>）の不動産を投資対象とする。なお、その建物の主たる用途が暮らし関連資産ではない不動産は、当該建物に暮らし関連資産が付随的に含まれる場合であっても投資対象に含まれるものとする。</p> <p>2～3. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（省略）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第30条第1項第(2)号④に定めるもの。）</p> <p>実務対応報告等の我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が<u>第本項</u>(1)号に掲げる資産の場合は、本項第(1)号に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(4)～(5)（省略）</p>	<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>(1)～(2)（現行どおり）</p> <p>(3) 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第30条第1項第(2)号④に定めるもの。）</p> <p>実務対応報告等の我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が<u>本項第</u>(1)号に掲げる資産の場合は、本項第(1)号に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(4)～(5)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 有価証券（第30条第1項第(3)号、第2項第(1)号③から⑦、⑨、⑩、⑫及び⑭に定めるもの。） <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> <p>(7)～(8)（省略）</p> <p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第30条第2項第(2)号に定めるもの。）</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p>	<p>(6) 有価証券（第30条第1項第(3)号、第2項第(1)号③から⑦、⑨、⑩、⑫及び⑭に定めるもの。） <u>満期保有目的の債券に分類される場合は、取得原価をもって評価し、その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価する。</u></p> <p>(7)～(8)（現行どおり）</p> <p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第30条第2項第(2)号に定めるもの。）</p> <p>① <u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。</u> <u>なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>③ <u>我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、<u>上記①及び②にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></u></p> <p>(10) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>デリバティブ取引に係る権利(本条第1項第(9)号③に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合)本条第1項第(9)号①又は②に定める価額</u></p> <p>3. (省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>② <u>我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>デリバティブ取引に係る権利(本条第1項第(9)号②に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合)本条第1項第(9)号①に定める価額</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員大森利は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において選任される執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第17条第2項第一文但書の規定により、就任する2021年10月22日（本投資主総会終結時）より2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
ささき あつむ 笹木 集 (1964年4月8日)	1989年4月	安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）
	1998年4月	同 大阪支店不動産部 課長代理
	2005年7月	同 大阪支店不動産部 課長
	2007年7月	同 大阪支店不動産部 次長
	2009年7月	同 不動産営業第6部 次長
	2011年7月	株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行） 不動産ファイナンス営業部 参事役
	2016年4月	同 不動産ファイナンス営業部 次長
	2018年5月	株式会社日本エスコン 管理部 副部長
	2018年6月	株式会社エスコンアセットマネジメント出向 執行役員 財務管理部 部長
	2019年7月	同 執行役員 REIT運用部 部長
2021年1月	同 上席執行役員 REIT運用部 部長（現任）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の資産運用会社である株式会社エスコンアセットマネジメントのREIT運用部部長です。上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の規定により、第2号議案で選任される執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任の取り消しを行う場合があります。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
よしだ ゆき 吉田 裕紀 (1978年4月24日)	1999年4月	株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行） 本店営業部 融資課
	2000年7月	株式会社エスアイティ 営業部
	2002年6月	株式会社日本エスコン
	2015年2月	同 管理本部 管理部 マネージャー
	2017年4月	株式会社エスコンアセットマネジメント出向 財務管理部 マネージャー
	2019年7月	同 財務管理部 部長
2021年1月	同 執行役員 財務管理部 部長（現任）	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の資産運用会社である株式会社エスコンアセットマネジメントの財務管理部部長です。上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員山中真人及び宇賀神哲の両名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において選任される監督役員の任期は、本投資法人規約第17条第2項第一文但書の規定により、就任する2021年10月22日（本投資主総会終結時）より2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位	
1	<small>う が じん さとし</small> 宇賀神 哲 (1975年2月11日)	1997年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）東京事務所
		2005年3月	ケネディクス株式会社 ケネディクス・リート・マネジメント株式会社 財務企画部 出向
		2007年9月	みずほコーポレートアドバイザー株式会社（現株式会社みずほ銀行）
		2008年11月	ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社
		2011年8月	JBA HRソリューション株式会社 取締役（現任）
		2015年9月	ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社 マネージングディレクター（現任） 株式会社JBAホールディングス 取締役（現任）
		2016年8月	エスコンジャパンリート投資法人 監督役員（現任）
		2019年3月	株式会社インフォキュービック・ジャパン 監査役（非常勤）（現任）
		2019年9月	株式会社スカラ 社外監査役（現任）

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位	
2	もりぐち りん 森口 倫 (1979年12月2日)	2004年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 桃尾・松尾・難波法律事務所
		2009年4月	金融庁総務企画局市場課専門官
		2010年11月	桃尾・松尾・難波法律事務所
		2016年1月	同 パートナー就任（現任）

- ・ 上記監督役員候補者兩名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者宇賀神哲は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 上記監督役員候補者宇賀神哲は、2021年9月24日現在、2021年9月27日付で株式会社スカラの社外監査役を退任し、同日付で同社の社外取締役就任する予定です。
- ・ 上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者兩名が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

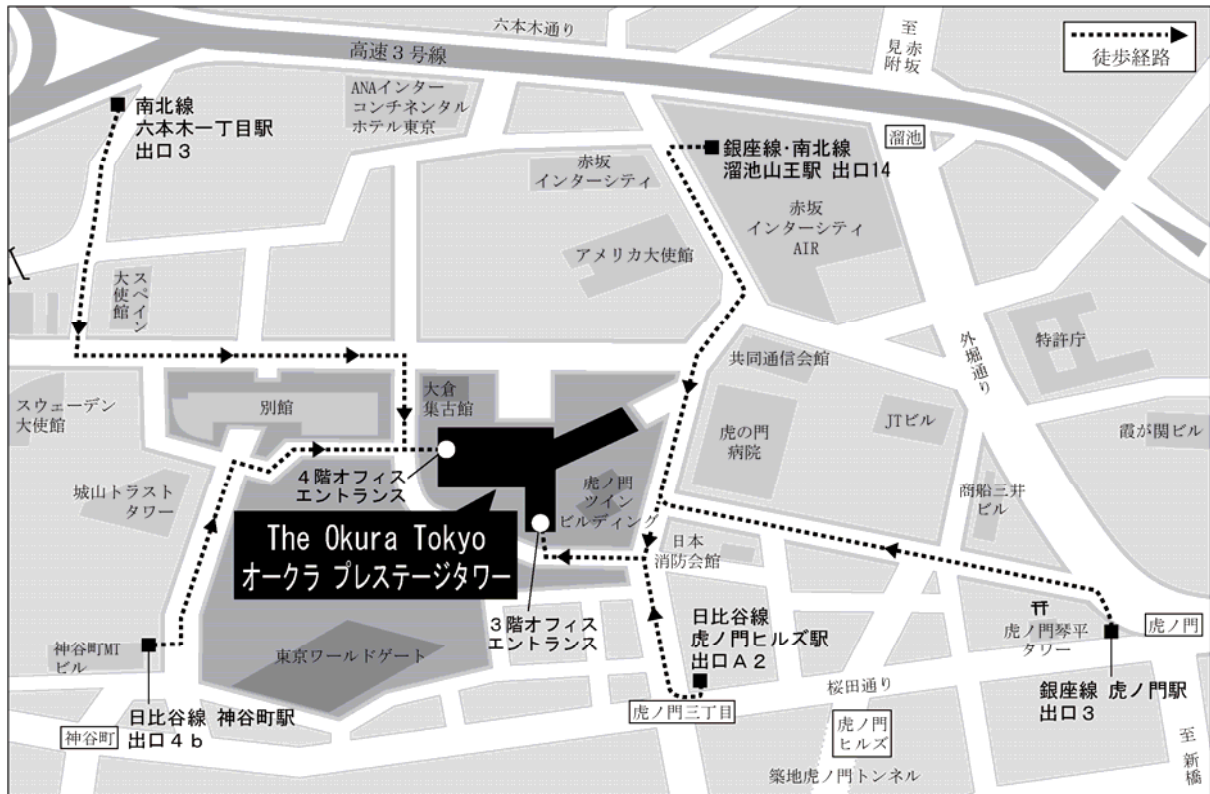
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案に該当しません。

以 上

第6回投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
オークラプレステージタワー20階
株式会社エスコニアセットマネジメント
(日本エスコグループ会議室)

電 話：03-6230-9338



- 東京メトロ日比谷線「虎ノ門ヒルズ」駅(A2出口)徒歩約4分
- 東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王」駅(14番出口)徒歩約10分
- 東京メトロ日比谷線「神谷町」駅(4b出口)徒歩約6分
- 東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅(3番出口)徒歩約10分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅(3番出口)徒歩約8分

前回の投資主総会と開催場所が異なりますのでご注意ください。

なお、当日は駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。